

議案第54号

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条，第5条関係）

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,370円	7,120円	3,620円	12,490円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,020円	9,290円	4,750円	16,310円
第1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,960円	2,580円	1,340円	4,550円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,580円	3,400円	1,750円	5,990円
第2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,030円	1,340円	720円	2,370円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,340円	1,750円	1,030円	3,090円
第3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,620円	4,750円	2,370円	8,370円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,750円	6,190円	3,100円	10,940円

備考 利用時間には，準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで
第1	冷暖房設備を使用				

研修室	しない場合	3,550円	4,740円	3,340円	8,290円
	冷暖房設備を使用する場合	4,520円	6,030円	4,420円	10,550円
第2 研修室	冷暖房設備を使用しない場合	1,830円	2,370円	1,720円	4,200円
	冷暖房設備を使用する場合	2,260円	3,020円	2,260円	5,280円
第3 研修室	冷暖房設備を使用しない場合	1,830円	2,370円	1,720円	4,200円
	冷暖房設備を使用する場合	2,260円	3,020円	2,260円	5,280円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県立図書館及び鹿児島県立奄美図書館の研修室の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。